

司法修習生の給与打ち切りに反対し、教育を受ける機会を確保するため、
若者の教育への経済的支援の拡充を求める決議

今年11月1日、司法修習生に対する給与の支払が打ち切られ、必要な者には生活費を貸し付ける「貸与制」に切り替えられる。法律家の資格は、自己負担で取得せよというのである。そうなれば、未来の法律家は、経済力のある家庭の子女によって占められることになりかねない。

クレサラ運動は、「借りた者が悪い」という偏見との闘いであった。法律家が司法の場を抛り所に、強者の論理では捉えきれない「被害」の構造を明らかにして、世の「常識」を変えてきた。司法は、出自に関係なく優秀な人材を養成し、多様な社会的背景をもつ者を取り込むことができなければならない。貸与制の導入は、これとは逆の方向に法律家の質を変え、ひいては社会的・経済的弱者の人権擁護を後退させてしまうのではないか。私たちは、このことを強く懸念している。

法律家に限らず、専門職の養成には時間と費用がかかる。それが自己負担となれば、貧しい者には努力するチャンスもなく、若い優れた才能を埋没させ、社会に大きな閉塞感をもたらす。反対に、人材育成のための社会的投資を拡充する方向性を示し、貧しくとも努力次第で専門的職業に就くことのできる可能性を開くことによって、若者が将来に希望を持つことができ、社会が活性化する。給費制は、若い優れた才能に対する社会的投資である。

司法修習生に対する給費制ですら廃止されてしまうのであれば、すべて専門職の資格取得は自己負担で、という方向に向かわざるを得ない。ひいては、奨学金制度の縮小・廃止にもつながりかねない。いま必要なのは、若者に対する人材育成のための重点投資であり、社会がその方向性をしっかりと打ち出すことである。

そこで私たちは、司法修習生の給与打ち切りに反対し、教育を受ける機会を確保するための若者の教育への経済的支援を拡充することを求め、ここに決議する。

2010年7月10日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会拡大幹事会